

○奈良県御所市 御所市政治倫理条例（抜粋）

（市民の責務）

第4条 市民は、自らも主権者として市政を担い、公共の利益を実現する責務を負うものであるとの自覚をもち、市長等及び議員に対し、次に掲げる働きかけを行ってはならない。

- (1) 前条第3号に規定する工事等の指名又は選定の依頼
- (2) 市職員の採用に関する推薦又は紹介の依頼
- (3) 道義的批判を受けるおそれのある寄附行為
- (4) その他飲食の供与等社会通念上疑惑をもたれるおそれのある行為